2　競争参加資格

次の⑴から⒂の要件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同体で会って、「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年10月23日付け北陸地方整備局長）に示すところにより、北陸地方整備局長から「利賀ダム本体建設（第１期）工事に係る特定建設工事共同企業体」としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「特定ＪＶ」という。）、次の⑴から⒂の要件を満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）及び経常建設共同体（以下「経常ＪＶ」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和５・６年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和５・６年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成20年度以降に元請けとして完成した工事で、下記⒜の要件を満たす工事の施工実績を有すること。特定ＪＶにあっては代表者が次の⒜の施工実績を有し、他の構成員は次の⒝の施工実績を有すること。経常ＪＶにあっては構成員のうちの１者が次の⒜の施工実績を有し、他の構成員は次の⒝の施工実績を有すること。

元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

⒜　堤高70m以上のコンクリートダム本体工事の堤体打設工事

⒝　堤高30m以上のコンクリートダム本体工事の堤体打設工事

なお、施工実績で求めているダムとは河川法で定める河川の流水を貯留し、又は取水するため設置するダムとする（流水型ダムを含む。）。

⑹　建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が特定ＪＶにあっては均等割りの10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本工事に配置できること。

⒜　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

⒝　単体又は特定ＪＶにあっては代表者又は経常ＪＶにあっては上記⑸⒜の施工実績を有する構成員は、ダム工事統括管理技術者の資格を有する者であること。

⒞　単体又は特定ＪＶににあっては代表者又は経常ＪＶにあっては上記⑸⒜の施工実績を有する構成員は、平成20年度以降に、元請けとして完成した上記⑸⒜に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が特定ＪＶにあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上の場合のものに限る。）。

元請けとして完成した上記⑸⒜に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係る経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

⒟　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

⑼　競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑽　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から以下５⑶の申請書の提出期限日までの期間が１年を経過していること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものを対象とする。）。

⒁　提出された技術提案が適正であること。

⒂　入札に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから入札説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。）をダウンロードした者又は５⑵４）に指定する方法で交付を受けた者であること。

3　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制

⒜　品質確保の実効性

⒝　施工体制確保の確実性

２）技術提案

⒜　堤体コンクリートの品質確保と生産性向上の工夫

⒝　地盤変動域の排土工における施工上の工夫

⒞　配置予定技術者のヒアリング

・技術提案の理解度

・施工上配慮すべき事項の適切性

３）賃上げの実施に関する評価

⑵　総合評価の方法

１）標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点　上記⑴に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。

３）評価値　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）及び２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

⑶　配置予定技術者のヒアリング　配置予定技術者を対象とした技術提案の理解度を評価するヒアリングを実施する予定である。

⑷　施工体制確認のためのヒアリングの実施

入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑸　落札者の決定方法

１）入札参加者は、次の⒜から⒞のすべての要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者